

## せとまちサポーター設置要綱

### (設置)

第1条 せとまちブランディング戦略に基づき、市民が主体的に瀬戸市（以下「市」という。）の魅力を広く発信することにより、認知度の拡大や市民の誇りと愛着の醸成を図るため、せとまちサポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 サポーターは、次に掲げる活動を行うこととする。

- (1) 市の魅力である「自然と共生しながら育まれてきたものづくり文化」、やきものづくりとも深く関わってきた里山」等の魅力をSNS等を活用して広く発信すること。
- (2) 市の主催する催し等へ参加し、SNS等を活用して広く発信すること。
- (3) その他市長が必要と認める活動

### (要件)

第3条 サポーターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市に対して愛着を持っている者であること。
- (2) 市の魅力を理解し、主体的に発信していくことができる者であること。

### (登録)

第4条 サポーターとして登録しようとする者は、せとまちサポーター登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 サポーターとして登録しようとする者は、登録に際して、市が実施する所定の講習を受講しなければならない。ただし、市長が講習を受講させる必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、サポーターとして登録した者に、せとまちサポーター会員証（様式第2号。以下「会員証」という。）を交付するものとする。

### (任期)

第5条 サポーターの任期は、定めないものとする。ただし、市から定期的に登録の継続について意思確認を行うものとする。

第6条 サポーターは、登録の内容に変更が生じた場合は、せとまちサポーター登録変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

### (登録特典)

第7条 市長は、サポーターとして登録した者に対し、せとまちサポーター会員特典（以下「特典」という。）を付与し、その証としてせとまちサポーター会員特典証（様式第4号。以下「会員特典証」という。）を交付する。

- 2 特典の内容は、別に定める。
- 3 会員特典証の有効期限は、会員特典証の交付を受けた日の属する年度の年

度末から2年間とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第5条ただし書の規定により、サポーターとしての登録の継続の意思確認ができた者については、会員特典証の有効期限を2年間更新するものとする。

(登録解除)

第8条 サポーターは、サポーターとしての登録を解除しようとするときは、せとまちサポーター登録解除届(様式第5号)を市長に提出するとともに、会員証及び会員特典証を返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、サポーターとしての登録を解除することができる。

(1) 第5条の規定により市が意思確認を行ったにもかかわらず、登録の継続についての意思確認ができないとき。

(2) サポーターとして不適格な表現又は言動があり、サポーターとしての適格性を欠くに至ったとき。

(投稿写真に係る使用許可)

第9条 市は、サポーターに帰属するSNS等に投稿した写真等の著作物(以下「投稿写真」という。)について、市が行うポスター、チラシ、ホームページ等でのPR活動に限り、無償で利用できることとし、第4条に規定するサポーターの登録申込の際に、その旨の許諾を得ることとする。

- 2 前項の規定に基づき、投稿写真を市が利用するに当たっては、利用の方法及び範囲を個別にサポーターと協議することとする。

(報酬等)

第10条 サポーターに対する報酬及び活動に係る経費は支給しない。

(守秘義務)

第11条 サポーターは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。登録を解除した後も同様とする。

(庶務)

第12条 サポーターに関する庶務は、市長直轄組織シティプロモーション課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

せとまちサポーター登録申込書

（宛先）瀬戸市長

私は、せとまちサポーターの趣旨を理解し、せとまちサポーターに登録します。

氏名	(フリガナ)
住所	〒
生年月日	年 月 日生
連絡先	電話番号： メールアドレス： 使用するSNS： 使用するSNSのID又はアカウント：

※ご記入いただいた個人情報につきましては、せとまちサポーター活動に関することのみ  
に利用します。

私がせとまちサポーターとしてSNSに投稿した写真等については、瀬戸市が行うPR活  
動に限り、無償で利用することを許諾します。（せとまちサポーターとして投稿した写真とは、  
「#せとジェニック・#いいもんせともん・#せとまちサポーター」のいずれかのタグが付いたものを  
指します。）

氏名

---

様式第2号 (第4条関係)

## せとまちサポーター 会員証



THE CITY OF CERAMICS  
SETO, JAPAN

い い も ん  
せ と も ん

会員番号	
氏名	

上記の者は、せとまちサポーターであることを証明します。

年 月 日

瀬戸市長

印

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

せとまちサポーター登録変更届

(宛先) 瀬戸市長

私は、せとまちサポーターの登録を変更したいので、届け出ます。

変更事項	会員番号	
	氏名	(フリガナ)
	住所	〒
	連絡先	電話番号： メールアドレス： 使用するSNS： 使用するSNSのID又はアカウント：
変更日		年 月 日

様式第4号 (第7条関係)

	せとまちサポーター 会員 特典証
いしもん せともん	<b>会員No.</b> _____
有効期限: _____ 年 月 日まで	_____

様式第5号 (第7条関係)

年 月 日

せとまちサポーター登録解除届

(宛先) 瀬戸市長

私は、せとまちサポーターの登録を解除したいので、届け出ます。

会員番号	
氏名	(フリガナ)
住所	〒
生年月日	年 月 日生
連絡先	電話番号：
	メールアドレス：
解除日	年 月 日